様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　８月　１日　至　令和　８年　７月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　かりゆし

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　静岡市葵区幸町25番地の３

(3) 設立認可年月日　　平成　５年　７月　５日

(4) 設立登記年月日　　平成　５年　７月14日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	横山内科循環器科医院	2214111292	静岡市葵区幸町25番地の３	なし

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　類	実　施　場　所	備　考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　９月２９日　　令和６年度決算の決定、繰越剰余金処理、
理事並びに監事任期満了につき改選の件

令和　８年　６月２７日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定
令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

様式２

法人名　医療法人社団　かりゆし　　※医療法人整理番号

所在地　静岡市葵区幸町２５番地の3

財　産　目　録

（令和　8年　7月31日現在）

１．資　産　額	194,120	千円
２．負　債　額	3,609	千円
３．純　資　産　額	190,511	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		186,102
Ｂ　固　定　資　産		8,018
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	194,120
Ｄ　負　債　合　計		3,609
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	190,511

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団　かりゆし　　※医療法人整理番号

所在地　静岡市葵区幸町25番地の3

貸　借　対　照　表

（令和　8年　7月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	186,102	Ⅰ 流動負債	3,609
Ⅱ 固定資産	8,018	Ⅱ 固定負債	
1 有形固定資産	6,516		
2 無形固定資産	1,469	負債合計	3,609
3 その他の資産	33	純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	5,000
		Ⅱ 積立金	185,511
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	190,511
資産合計	194,120	負債・純資産合計	194,120

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人社団　かりゆし　　※医療法人整理番号

所在地　静岡市葵区幸町25番地の3

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　8月　1日　至　令和　8年　7月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	66,344
2 事業費用	74,062
本来業務事業損失	7,718
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	7,718
Ⅱ 事業外収益	1,235
Ⅲ 事業外費用	0
経常損失	6,483
Ⅳ 特別利益	50
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純損失	6,433
法人税等	117
当期純損失	6,550

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　かりゆし
理事長　横山　正一　殿

私は、医療法人社団かりゆしの令和 7 年　会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　8　年　9　月　20　日

医療法人社団　かりゆし

監事　　福川　豊次